

～ 保険のすゝめ ～

学資費用サポート延長タイプのご案内



慶應義塾一貫教育校ならではの
学資費用サポート延長タイプ(Yタイプ)を追加募集いたします！

加入時期によって保険料は
毎月下がっていきます。

追加募集タイプ

パンフレット掲載タイプ

タイプ名		Yタイプ	Kタイプ	Oタイプ
一括払保険料(6年間分)		217,350円	127,970円	87,250円
1	個人賠償責任	国内:無制限/国外:1億円		
2	弁護士費用(人格権侵害等)	300万円		
3	トラブル対策費用	20万円		
4	生徒本人のケガ	死亡・後遺障害	300万円	
		入院保険金日額	4,000円	
		手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院中の手術)/5倍(入院以外の手術)	
		通院保険金日額	2,000円	
	その他の特約	天災危険補償、熱中症補償、細菌性食中毒補償、特定感染症危険補償特約		
5	生徒本人の疾病入院保険金日額	4,000円		
6	扶養者の死亡	育英費用(ケガ)	一時金100万円	対象外
7		学資費用(ケガ・病気)	年度毎125万円	
	学資費用支払期間	大学卒業まで (2041年3月まで)	幼稚舎卒業まで (2031年3月まで)	
8	救援者費用	100万円		
9	携行品損害	20万円		

※補償内容の詳細は、保険のすゝめパンフレット並びに補償の概要等をご確認ください。

学資費用サポート延長タイプとは…

児童が「幼稚舎在学中」に、以下の事由により扶養されなくなった場合に、**大学卒業(2041年3月)まで「学資費用※」が継続して支払われます。**

- 扶養者のケガに伴う死亡・重度後遺障害
- 扶養者の病気による死亡

※「学資費用」の詳細は、保険のすゝめパンフレットの2, 3ページ並びに補償の概要等をご確認ください。

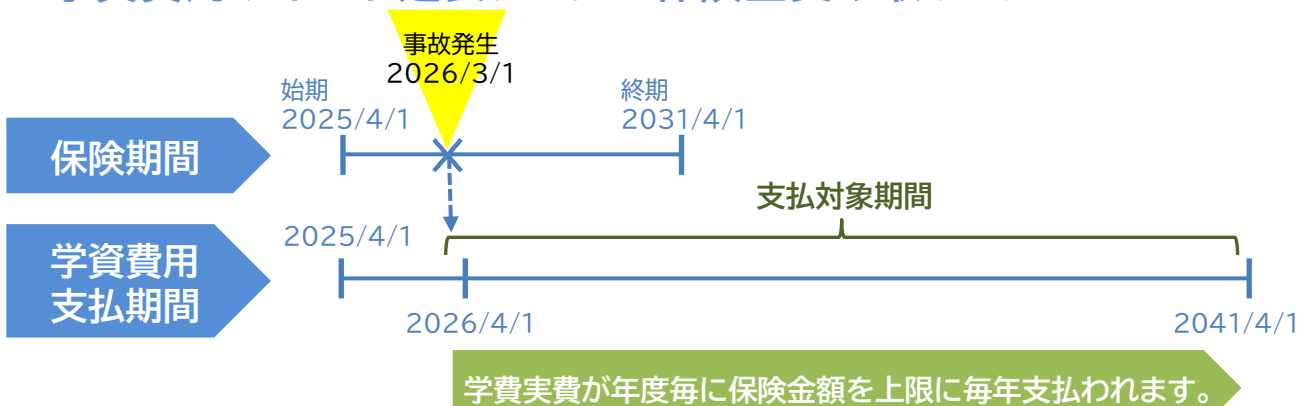
>> 学資費用サポート延長タイプの特長は裏面をご参照ください! <<

学資費用サポート延長タイプの特長

幼稚舎在学中(保険期間中)に扶養者に万一のことがあった場合、大学卒業まで学資費用が継続して支払われる慶應義塾ならではの補償タイプです！

25%
割引適用

■学資費用サポート延長タイプの保険金受け取りイメージ



保険金お受け取り シミュレーション

児童が1年生の時に扶養者が他界され、2年生の学資費用からお受け取りになる場合、保険金のお受け取り総額は最大で約1,850万円。(慶應義塾内で最も学費の高い進学例にて算出)

よくある質問

Q.1 Yタイプに加入すれば、学資費用以外の補償も大学卒業まで補償されますか？

A.1 いいえ。学資費用以外の補償は幼稚舎卒業時(2031年3月)に終了となりますので、あらかじめ進学先にて保険のすゝめに参加いただく必要がございます。

Q.2 Yタイプに加入すれば、幼稚舎卒業後に扶養者が亡くなっても学資費用が支払われますか？

A.2 いいえ。幼稚舎卒業時(2031年3月)に扶養者をご健在であれば、学資費用の補償も終了となります。

Q.3 Y・Kタイプにて学資費用を受け取っている場合、休学・留学等により在学期間が延長となった場合、学資費用の受け取り期間も延長されますか？

A.3 いいえ。延長されずに、Yタイプは2041年3月まで、Kタイプは2031年3月までの学資費用が支払われます。

ご加入手続きはこちら >>>



<http://ezoo.jp/ds5/A0125040000125042502>

お問い合わせ先

株式会社慶應学術事業会 受付時間:平日 8:30~17:00
Tel : 03-3453-3846 Mail : hoken@keioae.com

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

24TC-006415 2025年1月作成

＜重要＞保護者の皆様は必ずご確認ください

お子さまの新たな学校生活が始まるタイミングでぜひ加入をご検討ください



慶應義塾幼稚舎 保険のすすめ

(団体総合生活保険)

2025年度

ケガだけでなく、万が一お子さまが
思いがけない事故やトラブルに巻き込まれた時の備えは十分ですか？



自転車事故



SNSでの誹謗中傷



不審者・ストーカー

個人賠償責任

お子さまが自転車で他人にケガをさせたり、友だちの物を壊してしまった時など、法律上の損害賠償額を補償します。

弁護士費用等
(人格権侵害等)

ケガをさせられたり、SNSで誹謗中傷された時など、弁護士への相談費用を最大300万円まで補償します。

トラブル対策費用

ストーカー被害やいじめ*1などのトラブルにあった時、防犯対策費用やカウンセリング費用などを最大20万円まで補償します。

*1 小学校、中学校、高等学校に在籍する児童または生徒が対象となります。

携行品損害

タブレット*2の破損や盗難を補償します。

*2 モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末やスマートフォン、携帯電話は対象外です。

団体割引

25%適用

1日あたりわずか

40円

※0タイプの場合

お申し込みはWEBで**3分!**
(P.4のQRコードから)

4月1日補償開始
お申し込み締切日



2025年3月31日 (月)

入学手続きと同時に**お申し込みください。**
締切日を過ぎましてもご加入いただくことは可能です。

こんなときにお役に立ちます！

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合は、「補償の概要等」をご確認ください。

1	個人賠償責任 (家族型)	国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 *1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。	事故例 ●自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。 ●友達と石を投げて遊んでいたところ、投げた石により向かいのビルのガラスを破損した。
2	弁護士費用等 (人格権侵害等)	国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ*2・嫌がらせ*3等により精神的苦痛を被った場合*4に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。 *1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。 *2 小学校、中学校、高等学校に在籍する児童または生徒が対象となります。 *3 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。	事故例 ●自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。 ●電車内で痴漢*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。 ●子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめ*2を受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。
3	トラブル 対策費用	国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・いじめ*1・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、防犯対策グッズの購入、転校やカウンセリング*4に要する費用を負担したときに保険金をお支払いします。 *1 小学校、中学校、高等学校に在籍する児童または生徒が対象となります。 *2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。 *3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。 *4 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー(スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。)によるカウンセリングに限りです。	事故例 ●子どもが学校で、所持品を壊される・無視される・SNS上で悪口を記載される等のいじめ*1を受け、不登校になったため、子どもにカウンセリングを受けさせたい。 ●連日ストーカー行為を受けるので、護身用のグッズを購入したい。
4	傷害補償	国内外において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより ①死亡したとき ②後遺障害が生じたとき ③入院したとき ④手術したとき ⑤通院したとき に保険金をお支払いします。 特定感染症*1を発病した場合や熱中症になった場合にも保険金をお支払いします。 *1 特定感染症の定義については、「別紙の生徒補償制度の補償内容」をご確認ください。	事故例 ●部活動中に靭帯を痛め入院し、退院後に通院した。
5	入院医療	国内外において、病気で2日以上入院した場合、同一の病気による入院について60日を限度に保険金をお支払いします。	事故例 ●虫垂炎で入院した。
6	育英費用	地震・噴火・津波によるケガの場合も補償します。 扶養者のケガに伴う死亡・重度後遺障害により扶養されなくなった場合に保険金(一時金)をお支払いします。	事故例 ●扶養者が自動車事故で亡くなった。
7	学資費用	地震・噴火・津波によるケガの場合も補償します。 扶養者のケガに伴う死亡・重度後遺障害、扶養者の病気による死亡により扶養されなくなり、授業料等を負担した場合に保険金をお支払いします。	事故例 ●扶養者ががんを患い亡くなり、授業料を支払うことが困難になった。
8	救援者費用等	国内外において、急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより3日以上入院した場合等で、親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いします。	事故例 ●乗っていた船舶が遭難し、捜索救助費用を負担した。 ●ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった。
9	携行品	国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。 ※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。 ※お支払いする保険金は購入価格ではなく、時価額と修理費用のいずれか低い金額となります。(免責金額:5,000円)	事故例 ●旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまいました。 ●外出中、カバンをひったくられた。

重要事項説明書・補償の概要等(補償内容の詳細)

- 重要事項説明書・補償の概要等には、ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。特に、保険金をお支払いしない主な場合・解約される場合等、ご加入に際してお客様に不利益になる事項についてご確認ください。重要事項説明書・補償の概要等よりご確認ください。(重要事項説明書・補償の概要等は印刷またはダウンロードし、保管されることをおすすめいたします。)

重要事項説明書



URL
<https://keio.box.com/s/24hhal1leus18gxzk6quqtstslgzyjlcw>

補償の概要等



URL
<https://keio.box.com/s/xoc9rfhmfucfoc4kdt2pqz5ro81mgffgtt>

ご加入タイプのご案内

慶應義塾の団体割引**25%**適用により、個人で加入するよりも保険料を安くおさえられます!

保険期間

2025年4月1日午前0時から2031年4月1日午後4時まで6年間

タイプ名		Kタイプ	Oタイプ
割引適用前の保険料 (個人で加入した場合)		170,630円	116,330円
一括払保険料		127,970円	87,250円
1	個人賠償責任※1	国内:無制限 / 国外:1億円	
2	弁護士費用等(人格権侵害等)	300万円	
3	トラブル対策費用	20万円	
4	生徒本人のケガ	死亡・後遺障害	300万円
		入院保険金日額	4,000円
		手術保険金※2	入院保険金日額の10倍(入院中の手術) / 5倍(入院中以外の手術)
		通院保険金日額	2,000円
		その他の特約	天災危険補償(傷害、育英費用および学業費用用)、 熱中症補償、細菌性食中毒補償、特定感染症危険補償特約
5	生徒本人の疾病入院保険金日額	4,000円	
6	扶養者	育英費用(一時金)	100万円
7		学資費用<傷害・疾病>※3 (年度毎の支払限度額)	125万円
		対象外	
8	救援者費用等	100万円	
9	携行品損害※4	20万円	

※1 情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。

※2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※3 学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)は慶應義塾幼稚舎卒業までの期間です。

※4 免責金額(自己負担額):5,000円

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生等)用です。以下に該当する6職種(*)の職業のいずれかに継続的に従事している方は職種級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。(ご加入後に該当することになった場合も、遅滞なくご連絡くださいますようお願いいたします。

(*)「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」

ご加入方法 簡単 3 分で加入できる Web 加入がおすすめ!

できるかぎり入学手続きと同時にお申し込みください。

5月中旬頃、加入者(保護者)様宛に加入者票を郵送いたしますので、ご卒業まで大切に保管してください。

【2025年4月1日以降にお申し込みの際のご注意点】

①Web申込の場合

「2025年4月1日～お手続き用」のQRコード・URLからお申し込みください(保険料はWeb上でご確認ください)。



②払込取扱票をご利用の場合

保険料につきましては株式会社慶應学術事業会までお問い合わせ下さい。



①Web加入 ※クレジットカード決済		
	~2025年3月31日お申し込み用	2025年4月1日～お申し込み用
1	手続きサイトへのアクセス  URL http://ezoo.jp/ds2/A012504000012504	 URL http://ezoo.jp/ds5/A0125040000125042502
2	加入対象者の契約情報等の入力 学生情報、加入者情報、扶養者情報、加入タイプ、告知事項等を入力します。 ※個人情報には保険業法施行規則に従い、適切に管理しております。	
3	クレジットカード情報の入力 保険手続き完了後、クレジットカード登録画面に進みます。 	
4	5月中旬頃加入者票の受領 加入者票が未着でも補償開始日以降の事故は補償されます。	

※保険料は6月(保険始期4月1日の場合)に請求されますので、クレジットカードの有効期限にご注意ください。なお、引き落としされる日は各カード会社によって異なります。

②払込取扱票 ※Web加入が出来ない場合 → ゆうちょ銀行・郵便局・ゆうちょ通帳アプリでのお申込み	
1	払込取扱票に記入 「払込取扱票」が加入依頼書を兼ねています。 記入例に従い、できるだけ丁寧に細字でご記入ください。
2	ゆうちょ銀行・郵便局・ゆうちょ通帳アプリで支払い 振込手続きをもってお申込は完了です。 なお、振込手数料は振込人負担です。  
3	5月中旬頃加入者票の受領 加入者票が未着でも補償開始日以降の事故は補償されます。

この保険は学校法人慶應義塾を保険契約者とし、団体の構成員等を保険の対象とする方とする団体保険です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として学校法人慶應義塾が有します。

保険の対象となる方はそれぞれの基本補償について、本人型、家族型のいずれかになります。

- こども傷害補償、弁護士費用等、トラブル対策費用、救援者費用等、携行品は本人型:①ご本人*
- 個人賠償責任は、家族型

①ご本人*②ご本人*の配偶者**③ご本人*もしくは親権者またはご本人*の配偶者**の同居のご親族**④ご本人*もしくは親権者またはご本人*の配偶者**の別居の未婚*のお子様

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人*に関する事故に限ります)。

また、ご本人*以外の上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限ります)。

*1 慶應義塾幼稚舎に在籍する生徒で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます(入学手続きを終えた方を含みます)。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

*3 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*4 配偶者・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります)。

①婚姻意思**を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

育英費用、学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合はこの限りではありません)かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

慶應義塾幼稚舎 保険のすゝめの特長

新入生・保護者の皆様

慶應義塾一貫教育校では、全生徒を対象に「生徒団体保険」にご加入いただいております。「生徒団体保険」は、学校管理下におけるケガの補償と個人賠償責任の補償に限定されていることから、「生徒団体保険」を補完する補償制度として「保険のすゝめ」を新入生並びに保護者の皆様におすすめしております。

本制度は、学校内外を問わず様々なリスクに対する補償に割安な保険料でご加入いただくことができます。また本制度の取扱い窓口となります弊社は慶應義塾の一機関ですので、万が一の場合にも慶應義塾と連携し迅速・適切な対応が可能です。

つきましては、お子様の新たな学校生活が始まるこのタイミングにて是非とも本制度にご加入いただきますようご案内申し上げます。

株式会社 慶應学術事業会

本制度の全補償項目の一覧は2ページをご覧ください。本ページでは主なポイントとなる補償について2ページの一覧表の番号に揃えてご案内いたします。保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については補償の概要等をご確認ください。

2

電車内で痴漢をされたり、SNS上で悪口を記載されたとき

弁護士費用等(人格権侵害等)

生徒が急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ*2・嫌がらせ*3等により精神的苦痛を被った場合*4に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*2 小学校、中学校、高等学校に在籍する児童または生徒が対象となります。

*3 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。

3

SNS上で悪口を記載されたとき、ストーカー行為を受けたとき

トラブル対策費用

生徒が急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・いじめ*1・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、防犯対策グッズの購入、転校やカウンセリング*4に要する費用を負担したときに保険金をお支払いします。

*1 小学校、中学校、高等学校に在籍する児童または生徒が対象となります。

*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。

*4 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー(スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。)によるカウンセリングに限りです。

6,7

扶養者に万が一のことがあったとき

地震・噴火・津波によるケガの場合も補償します。

育英費用

扶養者が、不慮の事故により死亡または重度後遺障害を被った場合、所定の保険金を全額一度にお支払いします。

学資費用

扶養者が、不慮の事故により死亡または重度後遺障害を被った場合、または病気で死亡された場合、卒業までに発生する学資費用(授業料、教材費等)を毎年保険金額を限度に実額をお支払いします。

保険料控除制度についてのお知らせ

団体総合生活保険については、入院医療保険金支払特約(病気による入院)に係る保険料が生命保険料控除※(介護医療用)の対象となります。控除証明書が必要となる場合はお手数ですがお問い合わせ先記載の取扱代理店までご連絡ください。(10月頃より受付開始)

※生命保険料控除制度の詳細内容につきましては、日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご参照ください。

万一の事故のとき！ 事故が発生した場合は直ちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

0120-720-110 (365日・24時間)



慶應学術事業会のご紹介

慶應義塾出資子会社の一社として、慶應義塾の経営に寄与することを目的として、慶應義塾の施設管理事業、社会人教育事業(慶應丸の内シティキャンパス)、慶應カード事務局、保険代理店事業を担っています。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

● メディカルアシスト **自動セット**

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日
0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩み、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

● 介護アシスト **自動セット**

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間: ●電話介護相談 : 午前9時～午後5時

{ いずれも土日祝日、年末年始を除く } ●各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時
0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigornw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

*3 お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

● デイリーサポート **自動セット**

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: ●法律相談 : 午前10時～午後6時

{ いずれも土日祝日、年末年始を除く } ●税務相談 : 午後2時～午後4時
●社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
●暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時
0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

● いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル **自動セット**

**【対象となる補償】
弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合**

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

受付時間: いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス:

{ いずれも土日祝日、年末年始を除く } 午前10時～午後6時
0120-300-575

●痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス:

午前7時30分～午前9時30分 /

午後5時～午後10時

0120-106-670

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 本サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

～ 補償内容・ご加入お手続きに関するお問い合わせ先 ～

【お問い合わせ先(取扱代理店)】

株式会社慶應学術事業会
<https://www.keio-ins.com>

e-mail: hoken@keioae.com
TEL: 03-3453-3846 (受付時間: 月～金 / 8:30～17:00)
〒108-8345 東京都港区三田2-15-45 慶應義塾三田キャンパス

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社
<https://tokiomarine-nichido.co.jp>

担当課: 公務第二部 文教公務室
TEL: 03-3515-4133 (受付時間: 月～金 / 9:00～17:00)
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4